

「川崎市犯罪被害者等支援講演会」を開催します！

川崎市では令和4年4月に「川崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪に遭われた方々に特化した支援を開始しました。犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害及び再被害の防止の重要性について市民の理解を深めるよう、11月25日から12月1日までの犯罪被害者週間に合わせ、啓発活動の一環として、被害者御遺族による講演会を11月26日に開催します。

※犯罪被害者週間とは・・・

国が策定している「犯罪被害者等基本計画」において、毎年11月25日から12月1日までが「犯罪被害者週間」と定められており、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民の理解を深めることを目的としています。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」（警察庁）

1 日 時 令和6年11月26日（火） 14時00分～16時00分（13時30分開場）

2 会 場 川崎市総合自治会館 ホール
（川崎市中原区小杉町3丁目600番 コスギ サード アヴェニュー 4階）

3 定 員 120名（入場無料・申込不要）

4 内 容

（1）基調講演「地域・自治体で必要な取組とは～被害当事者の立場から～」

講師 近藤さえ子氏（拉致・殺人・遺棄事件の被害者御遺族）

（2）犯罪被害者等支援制度について

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

5 その他

当日、撮影に関する制限事項がございますので、報道機関の方が参加される場合は、受付にて職員にお声掛けください。また、腕章等で報道機関である旨を明示していただきますようお願いいたします。

問合せ先
川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課 山根
電 話：044-200-2354

川崎市

犯罪被害者等支援 講演会

一緒に考えてみませんか？

どのようなことができるのか。

私たちには、



どのような状況に置かれているのか。

どのようなことを感じているのか。

犯罪被害に遭われた方が、

日時 令和6年11月26日(火) 14:00~16:00(13:30 開場)

場所 川崎市総合自治会館 ホール
(中原区小杉町3丁目600番 コスギ サード アヴェニュー 4階)

定員 120名(入場無料・定員になり次第受付終了)

講演 第1部 基調講演 近藤さえ子氏
『地域・自治体で必要な取組とは
～被害当事者の立場から～』

第2部 犯罪被害者支援について
神奈川県くらし安全防災局くらし安全部
くらし安全交通課
川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

主催者：川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

TEL 044-200-2284 FAX 044-200-3869



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

申込不要



川崎市犯罪被害者等支援講演会



令和6年11月26日(火) 14:00~16:00(開場 13:30)

会場：川崎市総合自治会館 ホール

近藤さえ子氏 プロフィール

前東京都中野区区議会議員

「途切れない支援を被害者と考える会」代表

「にじの会」副代表

「新あすの会」会員

「被害者が創る条例研究会」会員



2004年11月、夫の勤務先の元上司と元上司が雇った5人の若者による拉致・殺人・遺棄事件で夫を亡くし、犯罪被害者遺族となる。

中野区において、2008年犯罪被害者等支援窓口設置、2011年犯罪被害者等緊急生活サポート事業実現、2020年犯罪被害者等支援条例制定。

2013年に自ら代表を務める「途切れない支援を被害者と考える会」を発足し、「被害者ノート」の作成、講演など被害者支援活動を続ける。

被害者が創る条例研究会では、自治体における条例の必要性を全国の自治体に伝えている。

講演に関するお問い合わせ

川崎市市民文化局市民生活部地域安全推進課

TEL 044-200-2284 FAX 044-200-3869

犯罪被害に関するお問い合わせ

川崎市犯罪被害者等支援相談窓口

TEL 044-200-2305